

経 済 産 業 省

20231214 貿局第1号
輸出注意事項2023第23号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和5年12月27日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) (略) (1の2) <u>次に掲げる輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、原則として輸出の承認を行わない。</u> <u>(イ) ベラルーシを仕向地とする貨物（輸出令別表第2の3（第一号及び第二号（1）から（31）までに掲げるものに限る。）の輸出</u> <u>(ロ) ロシアを仕向地とする貨物（輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げるものに限る。）の輸出</u> <u>(ハ) ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出</u> <u>(ニ) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（令和5年経済産業省告示第162号第一号で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）</u> <u>(ホ) ロシアを仕向地とする貨物の輸出（令和5年経済産業省告示第162号第二号で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）</u> <u>(ヘ) 輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする別表第2の3（第三号を除く。）に掲げる貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）</u> ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。 (1の3)～(5) (略) (削除) (削除) (削除) (削除) 2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (略) 2-1-1の3 <u>ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認</u> (1) <u>ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出（同項第一号の四に規定する輸出にあつては、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物の輸出に限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。</u>	2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) (略) (1の2) <u>ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物に限る。）</u>、<u>ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。</u> (1の3)～(5) (略) <u>(6) 輸出令別表第2の3第一号の解釈 (略)</u> <u>(7) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈 (略)</u> <u>(8) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)</u> <u>(9) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈 (略)</u> 2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (略) 2-1-1の3 <u>ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する輸出の承認</u> (1) <u>ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定する輸出（同項第一号の四に規定する輸出にあつては、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物の輸出に限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。</u>

(2) (略)

(3) 輸出令別表第2の3第一号の解釈

輸出令別表第2の3第一号の解釈は、1-1 (7) (イ) によるものとする。ただし、以下のものは、別表第2の3第一号の品目に含まれないものとする。

輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第1条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの

(イ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの(無償のものに限る。)

(ロ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの(無償のものに限る。)

(4) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈

輸出令別表第2の3第一号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第一号の二中、次の表の「輸出令別表第2の3第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第一号の二(これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1 (7) (イ) の解釈を準用する。

輸出令別表第2の3第一号の二	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈	
イ	混合物	化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、個人的使用のため小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたものを除く。	
ロ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第二条第一号中の反応器	内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。	

(2) (略)

(新設)

(新設)

		イ バッチ式反応器 ロ フロー式反応器 ハ 半回分式反応器	
別表第2の3貨物省令 第二条第二号中の貯蔵 容器	密閉状態で貯蔵できるものをいう。		
			次のいずれかに該当 するものを除く。 イ 他の貨物を運搬 するために使用さ れるものとして輸 入したものであつ て、輸入した後返送 のため輸出するも の（無償のものに限 る。） ロ 他の貨物を運搬 するために使用さ れるものとして輸 出するものであつ て、輸出した後輸入 すべきもの（無償の ものに限る。）
別表第2の3貨物省令 第二条第六号中の呼び 径	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいづ れか小さい方の接続端の呼び径をいう。		
別表第2の3貨物省令 第二条第七号中のシー ルレスポンプ	内容物が漏れない構造であるものをいう。		
別表第2の3貨物省令 第二条第八号中の最高 規定吐出し量が1時間 につき1立方メートル を超えるもの	温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状 態における最高規定吐出し量で、1時間につき1立 方メートルを超えるものをいう。		
別表第2の3貨物省令 第二条第八号中のケー シング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。		
別表第2の3貨物省令 第二条第八号中のケー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケー シングを内容物と接触させないためのものをいう。		

	シングライナー		
	別表第2の3貨物省令 第二条第八号中の内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第二条第八号中の内容物と接触するすべての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第二条第八号中のふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の 35 パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第二条第八号中のカーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度 8 パーセント以上含有したものをいう。	
	別表第2の3貨物省令 第二条第八号中タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第二条第十号中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
ハ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第三条第二号中発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第三条第二号及び第三号中生物系材料	ウイルス、細菌、毒素、毒素のサブユニット、細菌又は菌類、病原性を発現させるもの又は遺伝子をいう。	
	別表第2の3貨物省令 第三条第三号中遠心分離機	デカンターを含む。	

(5) 輸出令別表第2の3 第二号の解釈

輸出令別表第2の3 第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3 第二号中、次の表の「輸出令別表第2の3 第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3 第二号（これに基づく別表第2の3 貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3 中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1－1（7）（イ）の解釈を準用する。

(新設)

輸出令 別表第 2の3 第二号	輸出令別表第2の3 中解釈を要する語	解 釈	
(1)	エネルギー密度	平均出力 (W) に放電時間 (h) を乗じて得た数値を、セルの質量 (kg) で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間 を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。	
	セル	電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。	
	一次セル	外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。	
	二次セル	外部電源から充電できるように設計されているものをいう。	
	超電導電磁石		医療用の磁気共鳴画像診断のために設計したものを除く。
(2)	アナログ方式のオシロスコープの部分品	特別に設計した以下の部 品を含む。 イ プラグインユニット ロ 外部アンブ	他の用途に用いることができるものを除く。

		ハ プリアンプ ニ サプリングデバイス ホ 陰極線管	
(3)	別表第2の3貨物省 令第6条第三号中の 部分品		他の用途に用いることが できるものを除く。
(4)	別表第2の3貨物省 令第7条第二号中の 装置	イメージングデバイス、光 電子素子、弾性波デバイス のようなその他のデバイ スの製造に使用される装 置、又はこれらの製造で使 用するために改造した装 置を含む。	
	材料の加工装置		材料の加工装置であつ て、特別に設計した石英 製の炉管、炉ライナー、パ ドル(攪拌棒)、ボート(特 別に設計した籠入れ方式 のボートを除く。)、バブ ラー、カセット又はるつ ぽを除く。
	結晶の引上げ装置及 び炉		拡散炉及び酸化炉を除 く。
	バッチ方式	単一ウエハーの製造加工のために特別に設計したも のではない装置であつて、同時に2枚以上のウエハー を加工することができるものをいう。	
	単一ウエハー方式	単一ウエハーの製造加工のために特別に設計したも のをいう。	
		エッチングパラメータが 各個別のウエハーについ て独立して決定できるも のであつて、複数のウエハ ーを装填し加工すること ができる装置を含む。	
	化学的気相成長装置		減圧気相成長 (LPCVD 装 置)、反応性スパッタリン グ法を用いた装置を除

			く。
	別表第2の3貨物省令第7条第2号イ(十)中の電子ビーム装置		電子ビーム蒸着装置及び汎用の走査型電子顕微鏡を除く。
	ウェハーの表面仕上げ装置		半導体ウェハーの表面平坦化のために行う片面のラッピング研磨装置を除く。
	マスク	電子ビーム、エックス線、紫外線、可視光の露光装置で使用するものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第7条第2号ロ(四)1及び2中の装置		写真光学方式を用いたマスク製造装置であって、1980年1月1日以前に商業用のものとして入手できたもの又は同等以下の性能を有するものを除く。
	別表第2の3貨物省令第7条第2号ロ(五)中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡を除く(ただし、自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。)
	別表第2の3貨物省令第7条第2号ロ(六)中の露光装置		光学方式の接触型及び近接型のマスク整列露光装置又は接触型の画像転写装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第7条第2号ロ(七)中の装置	電子ビーム、イオンビーム又はX線装置であって直接描画方式のものは、別表第2の3貨物省令第7条第2号イ(十)をいう。	
	別表第2の3貨物省令第7条第2号ハ中の集積回路の組立用の装置		汎用の抵抗スポット溶接機を除く。
(5)	別表第2の3貨物省令第8条第2号中の	半導体素子以外(イメージングデバイス、光電子素	

	試験装置及び検査装置	子、弾性波デバイスなど）の検査若しくは試験に使用される装置又はこれらの検査若しくは試験で使用するために改造した装置を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号イ中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡（自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。）を除く。
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（一）中の半導体素子	光電池及び太陽電池を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（二）中の試験対象		次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。 イ メモリー ロ 家庭用及び娯楽用の組立品又は電子組立品など ハ 貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第2の3貨物省令第4条イに該当しない電子機器の部品、部分品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（二）1及び2中の	試験装置の最大デジタル動作周波数をいう。試験装置が非多重モードにおいて転送することができる最大データ速度に等しい。試験速度、最大デジタル周波数	

	パターンレート	又は最大デジタル速度ともいう。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験装置		走査型電子顕微鏡を除く（電源を入れた半導体素子の非接触プローブのために特別に設計し、その機能を備えたものを除く。）。
(7)	別表第2の3貨物省令第10条中の電子計算機及びその附属装置		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の装置に内蔵されたものであって、当該他の装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該他の装置の主要な要素（他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価格が当該他の装置の販売価格の35%を超えることをいう。）となっていないもの ロ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの ハ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで、(5)から(5の5)まで、又は輸出令別表第2の3第二号(8)に掲げる貨物

			のいずれかに内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの
	別表第2の3貨物省令第10条第一号中の附属装置並びにこれらの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第10条第三号中の電子計算機	電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第2の3貨物省令第10条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。	
			イ 電子組立品であって、その設計内容により別表第2の3貨物省令第10条第七号に該当する部品として使用するように設計したものを除く。 ロ デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第2の3貨物省令第10条第二号を超えないように設計又は改修したものを除く。
	別表第2の3貨物省令第10条第六号中の附属装置		内部相互接続機器（バックプレーン、バスなど）、受動的なデータ転送接続機器、ローカルエリアネットワーク用機器又は通信チャネルコントローラーを除く。 他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省		他の用途に用いることが

	令第10条第七号中の部分品		できるものを除く。
(8)	別表第2の3貨物省令第11条第二号中の伝送通信装置	イ 次のいずれかに該当するもの (一) 無線装置（例えば、送信機、受信機及び送受信機） (二) 回線終端装置 (三) 中継増幅器 (四) 中継装置 (五) 再生中継装置 (六) 符号変換装置（トランスコーダ） (七) 多重化装置（統計的多重化を含む。） (八) 変調器/復調器（モデム） (九) 多重変換装置（CCITT 勧告 G701 参照） (十) プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置 (十一) ゲートウェイ及びブリッジ (十二) メディアアクセスユニット ロ 次のいずれかを伝送路とする単一又は複数チャネルの通信で使用するよう設計したもの (一) 電線（回線） (二) 同軸ケーブル (三) 光ファイバーケーブル (四) 電磁放射 (五) 水中の音波伝播	
	別表第2の3貨物省令第11条第二号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第二号イに掲げる貨物		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第二号ニ中の装置	ローカルエリアネットワーク用の装置を組み込んでいる場合は、全ての通信インタフェースを対象とする。	
	別表第2の3貨物省令第11条第二号ホ(二)中のアナログ		商用テレビを除く。

	伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの		
	別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(一)及び(二)中の無線送信機又は無線受信機		国際電気通信連合が割り当てた26.5GHzから31GHzまでの間の周波数帯域に適合する民生用の装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(三)～(六)中の無線送信機又は無線受信機		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。 国際電気通信連合が定める周波数範囲のみ使用できるもののうち、960 MHz以下の周波数で使用できるように設計したもの又は総合伝送速度が8.5Mビット毎秒以下のものを除く。
	プログラム内蔵方式の電子式交換装置	交換機能を有するデジタル入出力の統計的な多重化装置を含む。	
	別表第2の3貨物省令第11条第三号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第三号ハ中の多重レベルの優先権及びプリエンブション		単一レベルの呼のプリエンブションを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第三号チ中のパケット交換機又はルーター		規制値を超えないポート又は回線のものを除く。
	別表第2の3貨物省		別表第2の3貨物省令第

	令第11条第三号チ (一)中の通信制御装置		11条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第五号中のトラフィック制御	統計的なトラフィック条件の予測機能としてのトラフィック制御を含む。	
	別表第2の3貨物省令第11条第六号中のフェーズドアレーアンテナ		国際民間航空機関の標準（マイクロ波着陸システム（MLS））に準拠する計器を有する着陸管制システムを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第七号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第14条第八号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(11)	別表第2の3貨物省令第14条中の暗号装置	貨物等省令第8条第九号に基づいて判定する。	貨物等省令第21条第1項第九号又は同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
(12)	別表第2の3貨物省令第15条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(13)	別表第2の3貨物省令第16条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(15)	別表第2の3貨物省令第18条中の光学フィルター		固定式のエアギャップ型フィルター又はリオフィルターを除く。

(16)	別表第2の3貨物省令第19条第五号ロ (二)中の持続波レーザー発振器		多重横モードで発振する産業用レーザー発振器であって、定格出力が2kW以下のもののうち、総重量が1,200kgを超えるものを除く。総重量には、レーザー発振器を機能させるために必要なすべての部分品(例えば、レーザー発振器、電源、熱交換器)を含み、ビーム調整及びビームデリバリーのための外部の光学器械又は光学部品を除く。
(17)	別表第2の3貨物省令第20条第一号中の感度	機器固有のノイズフロア(測定可能な最も小さい信号)の二乗平均平方根をいう。	
	別表第2の3貨物省令第20条第二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(19)	別表第2の3貨物省令第22条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(21)	別表第2の3貨物省令第24条中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
(23)	別表第2の3貨物省令第26条第一号ふっ化物	光の吸収度合いの低い、光学部品の材料となる物質をいう。	
	別表第2の3貨物省令第26条第一号イ中のふっ化化合物	ふっ化ジルコニウム又はふっ化アルミニウム及びこれらの異性体を含む。	
(24)	別表第2の3貨物省令第27条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(26)	別表第2の3貨物省	IEEE規格208/1960又はこれと同等の規格で定める解	

	令第 29 条第一号中の の空气中で計測され た解像度	像度をいう。	
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 29 条第六号中 の部分品		他の用途に用いることが できるものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 29 条第七号中 の部分品		他の用途に用いることが できるものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 29 条第十三号 中の部分品及び附属 品		他の用途に用いることが できるものを除く。
(27)	別表第 2 の 3 貨物省 令第 30 条第二号中 の部分品及び附属品		他の用途に用いることが できるものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 30 条第三号中 の部分品		他の用途に用いることが できるものを除く。
(28)	別表第 2 の 3 貨物省 令第 31 条第三号の 航空機用のガスター ビンエンジン及びそ の部分品		民間航空機に使用す ることになっている航空機用 のガスタービンエンジン 及びその部分品であつ て、8 年を超える期間にお いて民間航空機に使用さ れたものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 31 条第三号中 の部分品		他の用途に用いることが できるものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 31 条第四号の 航空機の部分品	8 年を超える期間におい て民間航空機に使用され たものを含む。	他の用途に用いることが できるものを除く。
	別表第 2 の 3 貨物省 令第 31 条第五号中		他の用途に用いることが できるものを除く。

	の部分品		
(29)	別表第2の3貨物省令第32条の落下傘		スポーツ用のものを除く。
	別表第2の3貨物省令第32条中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
(30)	別表第2の3貨物省令第33条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(33)	量子計算機	重ね合わせ、干渉、もつれなど、量子状態の集成的性質を利用して計算を行うものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第36条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	量子処理ユニット、量子ビット回路、量子ビットデバイス	超伝導方式、量子アニーリング方式、イオントラップ方式、光方式、シリコン・スピン方式、冷却原子方式を含む。	
(35)	パウダーベッド方式	選択的レーザー溶融法（SLM）、直接金属レーザー焼結法（DMLS）、電子ビーム溶融法（EBM）によるものをいう。	
	バインダーージェッティング方式	指向性エネルギー堆積法（DED）によるものをいう。	
	エネルギー材料の製造用	超音波押出しを用いた装置を含む。	
	液槽光重合方式	ステレオリソグラフィ（SLA）、又は、デジタルライトプロセッシング（DLP）によるものいう。	
(36)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニクスともいう。	
(37)	微小な電気機械システム	チップ形式のセンサー（圧力膜、ベンディングビーム又はマイクロアジャストデバイスを含む。）を含む。	
(39)	ポンプ	ゲッター型、ターボ分子型、拡散型、クライオ型、イ	

		オン型をいう。	
	超高真空装置	100 ナノパスカル以下のものをいう。	
(40)	極低温用に設計した冷却装置	希釈冷凍機、断熱消磁冷凍機及びレーザー冷却システムを含む。	
	別表第2の3貨物省令第43条第二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(43)	数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（国際規格 ISO 2382（2015）参照）	
	別表第2の3貨物省令第46条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。 旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形的能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し判断すること。	
	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（国際規格 ISO 2806（1994）参照）	
	輪郭制御をすることができる軸数	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる補間軸の総数をいう。	
	電子制御装置	電子装置であつて、工作機械の有している運動制御機能と組合わされることにより輪郭制御をすることができるものを含む。	
	電子制御装置を取り付けることができるもの	電子制御装置を実装していない数値制御工作機械を含む。	
	直線軸の全長について測定したときの位置決め精度〔別表第2の3貨物省令第4	国際規格 ISO230/2（2006）の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ 測定条件	

	6条第二号ロ（一）、 （二）及び（三）中の 位置決め精度の測定 方法]	（一） 測定の 12 時間前及び測定中においては、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定（慣らし運転）中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、測定場所のフロアーの温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工作機械の機体の温度が平衡に達していることを確認することができれば、上記条件（測定前に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に置く時間）を満足しなくともよい。 （二） 工作機械は、輸出される形態で装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること。 （三） 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の 4 倍より良い精度であること。なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアークリーン及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。 （四） スライド駆動のための電源は、次のすべてを満足すること。 1 電源の電圧変動は、公称電圧のプラスマイナス 10 パーセント以下であること。 2 周波数変動は、標準周波数のプラスマイナス 2 ヘルツ以下であること。 3 停電又は電源の遮断があった場合には、慣らし運転及び測定を始めるから行うこと。 ロ 測定プログラム （一） 位置決め精度の測定中の送り速度（スライドの速度）は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械にあっては、当該送り速度は、毎分 50 ミリメートル以下とすること。 （二） 位置決め精度の測定は、目標位置へ動くのにその都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範囲の一端からインクリメンタルの方法で行うこと。 （三） 一つの軸の位置決め精度の測定中にあっては、測定されていない軸のスライドを可動範囲の中央に置くこと。
--	--	--

	ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 ISO230/2 (2006) の表 2 (Typical test results) 及び図 2 (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 ニ 測定結果の評価方法 (一) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO230/2 (2006) で記述されている Accuracy (A) の数値とする。 (二) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO230/2 (2006) に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。	
旋削	被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。	
	被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
フライス削り	回転工具を用いて切削を行うことをいう。	
	回転工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	工具を保持するティルティングスピンドルをいう。	
	フライス削り又は研削をすることができる工作機械を対象とする。	
別表第 2 の 3 貨物省令第 4 6 条第三号イ (二) 中のスピンドル	旋削をすることができる工作機械を対象とする。	
回転軸	360 度 (1 回転) 以上回転しない回転軸を含む。	
別表第 2 の 3 貨物省令第 4 6 条第四号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。

	両方向位置決め繰返し性	国際規格 ISO230/2（工作機械の試験通則第 2 部）の 2.11 に規定された手順を使い、この条件の下で求められた軸に沿った又はその周りの任意の位置での繰返し位置決め精度の最大値をいう。	
(44)	クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料	負の屈折率を持つ材料（メタマテリアルを含む。）を含む。	
(45)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニクスともいう。	
(46)	放水砲を用いた装置	遠隔操作可能な放水砲が装備された車両又は固定されたステーションであって、野外の暴動からオペレーターを防護するように設計された装甲、飛散防止窓、金属スクリーン、ブルバー又はランフラットタイヤ等の機能を有するものを含む。	
(49)	拘束のための器具	スタンカフ、ショックベルト、ショックスリーブ及び拘束椅子等の身体の数部位を拘束する器具を含む。	医療処置中に患者の動きを拘束するために使用される医療器具、医療施設において患者の身体を拘束するための器具、安全ベルト、チャイルドシートその他安全器具を除く。
(50)	別表第 2 の 3 貨物省令第 5 3 条第一号及び第二号中の破碎流体	その組成は用いられる水圧破碎の手法によって異なり、ゲル状、泡状又は水ベースの流体となる場合がある。	
	別表第 2 の 3 貨物省令第 5 3 条第二号中のプロパント	破碎流体に添加される固形の材料（通常は処理された砂又は人工のセラミック材料）であって、水圧破碎処理中又は処理後に、水圧により生成された亀裂を支持するために設計されたものをいう。	
(53)	別表第 2 の 3 貨物省令第 5 6 条第三号か		他の用途に用いることができるものを除く。

	ら第五号まで及び第7号中の部分品		
(55)	生命又は身体を防護するための装置	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 化学物質、生物系材料及び放射性物質から防護するために設計されたものであって次のいずれかに該当するものとする。 (一) ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具、これに使用するろ過吸収缶、ろ過フィルター並びにこれらの除染を行うための装置 (二) 防護服、防護手袋及び防護靴 (三) 探知又は識別のための装置 ロ 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置（貨物等省令第13条第8項に掲げるものを除く。）	
			化学物質又は生物系材料から防護するために設計されたものであって、小売用若しくは個人用に包装されたもの又はラテックス検査用手袋、ラテックス手術用手袋、液体消毒用石鹼、使い捨ての手術用無菌布、手術着、手術用フットカバー、手術用マスクその他医療用消耗品を除く。
	別表第2の3貨物省令第58条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(56)	放射線写真用の装置	エックス線変換器及び輝尽性蛍光体イメージングプレートを含む。	
(57)	複合材料	粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスとからなるものをいう。	
	繊維	次のいずれかに該当するものを含む。	
		イ 連続したモノフィラ	

		メント、ヤーン、ロービング及びトウ ロ テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド ハ チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット ニ 単結晶又は多結晶のウィスカー(あらゆる長さのものを含む。) ホ 芳香族ポリアミドパルプ	
	ブリプレグ	有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂(熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂)又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材(形状は問わない。)であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。	
	ブリフォーム	設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。	
(58)	複合材料	(57)の「複合材料」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第61条第一号中の比弾性率	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表されたヤング率をニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
	別表第2の3貨物省令第61条第二号中の比強度	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表された最大引張り強さをニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
(59)	ワクチン	人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認	

		証を受けているものをいう。	
		医療用のワクチンを含む。	
	診断用又は食品検査用のキット	診断又は公衆衛生を目的として特別に開発、包装又は販売されたものをいう。	
(60)	別表第2の3貨物等省令第63条第十一号中の火工品のうち、民生用途のために設計したもの	煙火であつて、次のいずれかに該当するものを含む。 イ 演劇又は舞台用の煙火 ロ 特殊撮影用の煙火 ハ 観賞用の煙火	
(61)	診断用又は食品検査用のキット	(59)の「診断用又は食品検査用のキット」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第64条中の貨物等省令第2条第1項第一号から第三号までの化学物質	1-1(7)の表の輸出令別表第1の項の欄の3の「解釈」に同じ。	
(64)	別表第2の3貨物省令第67条中の自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置	設計感度レベル又はオペレーターが選択する感度レベルで爆発物又は起爆剤を探知する能力を有し、爆発物又は起爆剤が感度レベル以上で探知された際の自動警報を備えるものをいう。	
		次のいずれかの技術を利用したものを含む。 イ エックス線の技術を用いたもの ロ 核反応の技術を用いたもの ハ 電磁気の技術を用いたもの	スキャンしている品目の無機／有機カラーマッピングのような表示のオペレーターの解釈に依存する装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第67条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(65)	別表第2の3貨物省令第68条第一号中の動作周波数	ミリ波、準ミリ波とテラヘルツ周波数の領域として扱われる周波数範囲にわたるものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第68条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。

(66)	別表第2の3貨物省令第69条中の米国国家規格協会	ANSI (American National Standards Institute) をいう。	
	別表第2の3貨物省令第69条中の米国軸受製造者協会	ABMA (American Bearing Manufacturers Association) をいう。	
	別表第2の3貨物省令第69条第一号中の動作温度	ガスタービンエンジン運転後の温度を含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第二号中の米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度が Class A 以上のもの又はそれと同等の精度を有するもの	インチ系で表した米国国家規格協会若しくは米国軸受製造者協会で定める精度が Class 0 のもの又は日本産業規格 B1514-1 で定める精度の等級が 2 級のものを含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第五号中のふっ素重合体	ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) を含む。	
(67)	別表第2の3貨物省令第70条中の銅及びニッケルの合金	銅の合金であって、ニッケルを含むもの（銅を主要な成分として、副成分としてニッケルを含むもの。）をいう。	
(69)	可搬型の発電機	コンクリートによる基礎の打設、ボルト固定等の据付工事を必要としないものをいう。	
(71)	別表第2の3貨物省令第74条の米国歯車製造業者協会	AGMA (American Gear Manufacturers Association) をいう。	
(74)	別表第2の3貨物省令第77条中の第46条、第74条から第76条までに掲げる貨物に使用するように特に設計されたもの		計測用干渉計システム（閉ループ又は開ループフィードバック機能を有するものを除く。）であって、レーザー光を用いて工作機械、測定装置又はこれと同等の装置のスライド運動誤差を測定するものを除く。

(75)	アイソスタチックプレス	気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧力を加えることができる装置をいう。	
(85)	オーステナイト系ステンレス鋼	304 ステンレス鋼及び316 ステンレス鋼以外のオーステナイト系ステンレス鋼を含む。	
	管	継手を含む。	
	タンクその他の容器		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。） ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）

(6) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈

輸出令別表第2の3第二号の二中に掲げる貨物であっても、次の（イ）又は（ロ）に該当するものは、別表第2の3第二号の二の品目に含まれないものとする。

（イ）他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。）

（ロ）他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、他の貨物の輸出において費消されるもの（保守、修理により繰り返し使用するものは除く。）、又は輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）

(略)

4－2－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであって、無

(新設)

(略)

4－2－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(略)

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであって、無

償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物も輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

- (3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物も輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

- (4) ～ (11) (略)

- (12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物並びに同告示第六号及び第七号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

- (13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ホ) (略)

- (14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で

償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物も輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

- (3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物も輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

- (4) ～ (11) (略)

- (12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第六号及び第七号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

- (13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ホ) (略)

- (14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で

輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの、並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物は輸出特例とはならない。

(略)

(略)

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) (略)

(2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出並びに別紙第1において貿易審査課又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

1 (略)

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）

(略)

別表第3 輸出関係書類の記載要領

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合

輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの、並びに輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

(略)

(略)

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) (略)

(2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出並びに輸出令別表第2に掲げられている貨物で別紙第1において野生動植物貿易審査室が輸出の承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第一号から第一号の七までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、又はウクライナを仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

1 (略)

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に限る。）

(略)

別表第3 輸出関係書類の記載要領

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合

合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

(略)

にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に該当する場合にあつては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

(略)